

# 中国における日本産農林水産物の 知財ロイヤリティ収入の増大に 向けて



隆櫻知財コンサルティンググループ 代表 **富永 隆介**

アリババ（阿里巴巴）グループ 中国弁護士，前北京知的財産裁判所裁判官，

最高人民裁判所知の財産案件指導研究センター諮問委員会 委員 **周 多**

## 要 約

知的財産権を活かして「農芸品・食芸品」としての日本産の農林水産物を海外で保護し、海外からの知的財産権のロイヤリティ収入を拡大することが第一次産業における知財活用の重要な課題になっている。食品業・農林水産物の企業が、海外からのロイヤリティ収入を拡大させるためには、世界最大の農林水産物の消費国である中国への農林水産物・食品の輸出を促進し、中国での知的財産権の保護を通じて中国市場からロイヤリティ収入を拡大することが欠かせない。中国政府は、諸外国との貿易を拡大するために、中国各地に自由貿易試験区を新設しており、自由貿易試験区を経由した中国への日本産の農林水産物・食品の輸出が今後増加すると考えられる。このため、自由貿易試験区における知的財産権の保護の現状を把握するとともに、中国全土における農業分野の特許権のマクロな状況を掴むことは、中国市場における農業分野の知財ポジションの優位性を維持・強化させ、中国市場からの知財ロイヤリティの拡大を狙う企業の知財戦略の策定において重要であり、今後日本国弁理士への当該テーマに関する知財コンサルティングのニーズの増加が予想されるため、本稿では当該テーマについて紹介する。

## 目次

- はじめに
- 中国自由貿易試験区の概要
- 中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権の保護の状況
  - 中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権の保護制度
  - 中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権に関する案件の統計
  - 中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権の保護に関する主な論点
- 農林水産業関連特許情報から分析した中国の農業分野におけるイノベーションのマクロ状況
  - 全国農林水産業関連知的財産権創造指数
  - 農林水産業関連知的財産権の密集度
  - 農林水産業関連特許情報の詳細分析
- 結語

ことが課題になっている。農林水産省は、農林水産物の知的財産権の保護を強化すべく、「農林水産省知的財産戦略検討会」を設置し、「農林水産省知的財産戦略2020」を策定した<sup>(1)</sup>。「農林水産省知的財産戦略2020」において、「政府は、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな『食市場』を獲得することを目指す」ことを政府目標に掲げており、具体的には収益拡大を目指した知的財産の活用推進策として「今後10年で倍増が見込まれる世界の『食市場』の戦略的な獲得に向け、世界の料理界で日本食材の活用促進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を官民連携により一体的に推進する。さらに、海外からのロイヤリティ収入の拡大を目指した知的財産権等の活用方策の普及啓発を推進する」ことを目標にしている。

当該政府目標は、海外に事業を展開している食品業・農林水産物の企業の事業・知財戦略に影響を与え

## 1. はじめに

安心で高品質な「農芸品・食芸品」としての日本産の農林水産物は海外で注目を集めており、知的財産権を活かして海外市場で日本産の農林水産物を保護する

ると考えられる。食品業・農林水産業の企業が、海外からの知的財産権のロイヤリティ収入を拡大させるためには、世界最大の人口を抱え世界最大の農林水産物の消費国である中国への農林水産物・食品の輸出を促進して、中国での知的財産権の保護を通じて、中国市場からのロイヤリティ収入を拡大することは欠かせないと考えられる。中国の消費者の消費水準の向上により、ブランド価値が高い日本産の農林水産物は中国市場で注目を集めている。

中国政府は、諸外国との貿易を拡大するために、中国各地に自由貿易試験区を新設しており、自由貿易試験区を経由した中国への農林水産物・食品の輸出が今後増加すると考えられる。膨大な量の農林水産物が中国で毎年消費されるため、日本企業のみならず、アグリカルチャー（農業）に関連する中国企業、大学・研究所、個人をはじめ、欧米などの外国企業などもその巨大なマーケットに注目している。農業関連の多数の企業・大学・研究所などが中国の農業分野におけるイノベーションを推進するために、毎年中国に大量の特許出願をしている。

このため、自由貿易試験区における知的財産権の保護の現状を把握するとともに、中国全土における農林水産分野（農業分野）における特許のマクロな状況を掴むことは中国市場への食品・農林水産物の輸出を拡大し、中国市場からの知的財産権のロイヤリティの拡大を狙う企業の知財戦略の策定において重要である。

以下、中国自由貿易試験区の概要と、中国（上海）自由貿易試験区における知財保護の状況と、中国農業科学院農業知識産権研究センターが公表した「中国農林水産業関連知的財産権創造指数報告」を参考に中国の農業分野におけるイノベーション状況・特許状況と、について紹介する。

## 2. 中国自由貿易試験区の概要

中国の自由貿易試験区は「国境内・税関外」（即ち「一線開放、二線管理」という特殊な税関監督管理制度を中核とし、税制上の優遇や税関特殊監督管理政策を主な手段とした貿易の自由化・利便化を主な目的とする多機能型経済特区である。「一線」とは自由貿易試験区と国境外の通行口を指す。「一線開放」とは国境外の貨物を税関の監督管理を受けず自由に自由貿易試験区に搬入することができ、自由貿易試験区内の貨物も税関の監督管理を受けず自由に国境外に搬出する

ことができることを指す。「二線」とは自由貿易試験区と税関の通行口を指す。「二線管理」とは、貨物が自由貿易試験区から国内の非自由貿易試験区に進入する又は国内の非自由貿易試験区から自由貿易試験区に進入する時、中国の税関法の規定により、税関が相応の関税を徴収することを指す。原則として、自由貿易試験区において、税関の「干渉」を受けずに貨物を輸入・製造・再輸出することが認められている。

中国の自由貿易試験区は中国の現段階における経済の発展状態に基づき、中国領土の主権範囲内で実施される改革開放を更に推進する試験区域であり、その優遇政策や税制改革は国が独自に決定し、国内の自由貿易試験区において実施される。中国自由貿易試験区においては、外国から輸入した商品や貨物は全て自由貿易試験区の税関監督管理政策に基づき、平等に扱われる。

2013年9月29日、中国初の自由貿易試験区として「中国（上海）自由貿易試験区」が正式に設立された。2014年12月28日、全国人民代表大会常務委員会の授權により国務院が中国（上海）自由貿易試験区の区域を拡張させた。2015年4月21日、天津自由貿易試験区、福建自由貿易試験区、広東自由貿易試験区が第2次自由貿易試験区として設立された。2016年、第3次自由貿易試験区として、遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省において自由貿易試験区の設立が承認された。中国（上海）自由貿易試験区は、中国で最初に設立された自由貿易試験区であるため、中国（上海）自由貿易試験区の制度は他の自由貿易試験区の制度と比較して最も成熟・充実しており、中国（上海）自由貿易試験区で効果が実証された制度が他の自由貿易試験区でも採用されている。以下、中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権の保護の状況を中心に説明する。

## 3. 中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権の保護の状況

### （1）中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権の保護制度

中国（上海）自由貿易試験区は2013年9月29日に設立され、外高橋保税区、外高橋保税物流園區、浦東空港総合保税区、洋山保税港区からなる。2014年12月28日、中国（上海）自由貿易試験区の区域は陸家嘴金融エリア、金橋開発エリア、張江ハイテクエリアま

で拡張された。

上海市政府は、中国（上海）自由貿易試験区の設立以来、中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権の保護のあり方について研究しており、中国（上海）自由貿易試験区の知的財産権保護の方針や目標を明確化し、「司法審査、行政監督、多元化された紛争解決」を一元化した知的財産権保護体系の整備を進めている。

司法審査に関して、2013年11月、上海市浦東新区人民法院が管轄する自由貿易試験区内の商事・金融・知的財産権等の事件を集中的に審理する浦東新区人民法院自由貿易試験区法廷が開設された。2014年12月、特許権・植物新品種・集積回路の配置設計・営業秘密（ノウハウ）等の知的財産権に関する専門性の高い民事事件等の第一審を管轄する知的財産裁判所が上海などに設立された。2015年4月、自由貿易試験区の知的財産権保護と審査業務をさらに推進し、浦東エリアの第二次イノベーションの法的環境を整えるために、自由貿易試験区知的財産法廷と最高人民法院知的財産権審判庭自由貿易試験区知的財産権司法保護調査連絡窓口を上海に設立した。

行政監督に関して、2014年9月、特許権・商標権・著作権を統一した知的財産権の管理業務を所管する中国国内初の中国（上海）自由貿易試験区管理委員会知的財産局が設立された。これにより、行政・法執行において部門間の協力が強化され、税関・工商・公安部門等の派遣や自由貿易試験区内の事務所設立等、各監督部門の機能分担や協力体制がより明確になった。同局は自由貿易試験区の監督連携や総合的な法執行の機能を発揮できるため、自由貿易試験区内の知的財産権の保護を強化し、開放された公正で秩序のある自由貿易試験区の市場環境を整えることを狙いとする。

さらに、中国（上海）自由貿易試験区は、知的財産権の司法審査と行政監督のみならず、調停・和解・仲裁等を含む様々な形態の知的財産権の紛争の解決体制を構築している。2013年10月、区内の企業に相談・立件・審理等の仲裁関連の法的サービスを提供する中国（上海）自由貿易試験区仲裁院が設立された。更に2013年11月、中国（上海）自由貿易試験区に民間の第三者調停プラットフォーム（上海文化クリエイティブ産業に係る法的サービスプラットフォームである知的財産権調停センター）が設立された。2014年4月、上海国際経済貿易仲裁委員会が「中国（上海）自由貿易試験

区仲裁規則」を可決し、2014年5月1日に同規則が施行された。自由貿易試験区の知的財産権の紛争解決のために、仲裁ルールと多様な紛争解決体制を提供している。また、「グローバル影響力を有する科学技術イノベーションセンター建設の加速に関する意見」にも、権利侵害事件の情報を上海市の公共信用情報に組み入れ、知的財産権侵害等の違反行為に対する罰則を強化する方針が明記されている。

## （2） 中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権に関する案件の統計

中国（上海）自由貿易試験区裁判所が、2013年11月（設立時）から2015年4月までに受理した中国（上海）自由貿易試験区内の知的財産権民事案件は48件である<sup>(2)</sup>。これらの案件は当事者一方の企業の登記場所が中国（上海）自由貿易試験区内に位置する、又は発生、変更、消滅した民事関係の法律事実が中国（上海）自由貿易試験区内で発生した案件である。

案件は、種類別に以下の5類型に分類できる。

- (a) 商標権に関する案件は29件であり、その内訳は商標権侵害案件が26件であり、商標権不侵害確認案件が3件であった。
- (b) 著作権に関する案件は13件であり、その内訳は著作権侵害案件が10件であり、コンピュータソフトウェア・著作権の侵害案件が3件であった。
- (c) 不正競争に関する案件は3件であり、その内訳は他人の企業名称の無断使用に関する案件が2件であり、営業秘密の侵害に関する案件が1件であった。
- (d) その他の知的財産権に関する案件は1件であり、ネットワークドメインの侵害に関する案件であった。
- (e) 知的財産権の契約に関する案件は2件であり、その内訳は委託創作契約に関する案件が1件であり、独占経営契約（一定地域内及び一定期間内において、ライセンサーが独占的に経営できる旨の契約）に関する案件が1件であった。

また、自由貿易試験区裁判所が結審した知的財産権に関する民事案件は合計34件であった。その内訳は判決により結審した案件は16件であり、調停により結審した案件は6件であり、訴訟取下により結審した

案件は11件であり、裁定により提訴却下した案件は1件であった。判決により結審した案件は全体の47.1%を占めた。

中国（上海）自由貿易試験区における48件の知的財産権民事案件のうち、権利侵害に関する案件は46件で全体の95.8%を占めた。そのうち、商標権侵害案件が多く、権利侵害に関する案件の63.0%を占めた。著作権侵害に関する案件は全体の28.3%、不正競争に関する案件は6.5%、その他の知的財産権の侵害に関する案件は0.2%を占めた。侵害案件が多い点が中国（上海）自由貿易試験区の知的財産権民事案件の特徴であると言える。

また、涉外知的財産権に係る案件（当事者の少なくとも一方が、外国籍企業又は個人である知的財産権案件）は14件であり、知的財産権民事案件の受理数の29.17%を占め、中国（上海）自由貿易試験区の涉外民事案件の48.3%を占めた。米国企業に関する案件は6件であり、カナダの企業に関する案件は2件であり、韓国、ドイツ、オーストラリア、スペイン、ルクセンブルクの企業に関する案件はそれぞれ1件であり、香港地区の企業に関する案件は1件であり、外国籍の個人に関する案件は1件であった。涉外案件が多い点も中国（上海）自由貿易試験区の知的財産権民事案件の特徴であると言える。

輸出商品が商標権侵害の疑義があるために税関で差し止めされた商標権侵害案件は20件であり、商標権侵害案件全体の69.0%を占めた。商標権侵害案件の被告及び商標権不侵害確認案件の原告はいずれも中国国内の加工企業である。これらの加工企業は、訴訟において、いずれも外国ブランドの受託加工生産は外国の商標権利者から授権された行為であり、生産した商品は全て輸出しているために、商標権の侵害を構成していないと反論していた。

電子商取引プラットフォームに係る非自営商品（電子商取引プラットフォーム自身が販売しているのではなく、電子商取引プラットフォーム上の出店者が販売する商品）の出品者が他人の知的財産権を侵害したとして起訴された案件は12件であり、その内訳は、著作権侵害に関する案件は8件、商標権侵害に関する案件4件であった。電子商取引プラットフォームにおける非自営商品の権利侵害に関する案件も多い。

### （3） 中国（上海）自由貿易試験区における知的財産権の保護に関する主な論点

#### A) 背景

自由貿易試験区が「一線開放」管理モデルを採用したために、税関が従来実施していた知的財産権の保護措置が弱体化してしまう恐れがある。また、貿易の簡便化・物流の急速化が進むと、知的財産権侵害の疑いのある貨物が大量に自由貿易試験区内を經由して出入りする恐れもある。このため、OEM輸出、臨時越境、並行輸入などの論点は、自由貿易試験区内における知的財産権の取り扱いに関する重要な論点になっており、以下それらの論点について検討する。

#### B) OEM輸出

司法実務において、OEM加工輸出行為が商標権の侵害を構成するか否かという問題は、単なる法的な問題ではなく、多くの政策問題にも関わっている。OEM加工輸出案件の審理は、その時の社会・経済の発展状況を踏まえ、知的財産権の裁判業務における「利益均衡」の原則に基づき、商標権者やその他の当事者の利益の均衡を図らなければならない。OEM加工輸出行為が商標権を侵害するか否かを判断する際、商標法の立法趣旨を拠り所としなければならない。国内の商標権者の利益とOEM加工業界の利益とが対立する場合、利益均衡の原則に基づき、知的財産権の司法保護政策を適時調整し、国内の商標権者の利益を損なわないことを前提に、国内の商標権者の権利に然るべき制限をかけ、経済発展の推進を図るべきであると解される。

具体的には、裁判所はOEM加工輸出案件の審理を行う際、OEM加工製品が権利侵害を構成するか否かを判断するにあたり、以下の4要素を重点的に審理すべきであると解される。第一は、商標登録状況、即ち国外の委託者が、製品が販売される国で商標権又はそのライセンスを所有しているか否か、第二は、商標の使用状況、即ちOEM加工製品に表示された商標が、その商標の国外登録の内容及び認可カテゴリに厳しく従って使用されているか否か、第三は、製品の販売状況の審査、即ちOEM加工製品が全て、委託者が権利を所有する地域に販売されているか否か、第四は、加工企業の注意義務履行状況の審査、即ち加工者が委託者の商標権証明書類を精査したか否かである。

### C) 臨時越境

通過国は事実上、通路の役割を果たすだけであり、仮に貨物が通過国において権利侵害品であるにしても、貨物の出発地の輸出国や目的地の輸入国で権利侵害品に該当するとは限らず、通関の効率性を考慮すれば、一時的な通過の段階における知的財産権侵害の有無を判断することの合理性が疑わしい。一時的な通過行為は知的財産権の侵害を構成するとは認められないと解される。

なお、2011年10月、批准された ACTA 協定（偽造品の取引の防止に関する協定）は、国境における知的財産権の執行を輸入段階から輸送段階に拡張すると定めているものの、この義務は強制ではなく、世界貿易機関の加盟国が選択できる事項である。

### D) 並行輸入

並行輸入の問題は、経済のグローバル化による発展の不均衡が招いたものである。自由貿易試験区内の関税免除、特に高級品の価格が国内外で大きく違うことが、並行輸入の問題を発生させている。並行輸入を法的に認めるか否かは、知的財産権の権利者が商品を販売した後も引き続き商品の流通を支配できるか、換言すれば権利者が商品を販売した後、権利が消尽したか、という問題に関わっている。

2008年に特許法が改正された際、中国の産業発展がまだかなりの程度において、国外の技術・製品や部品の導入に依存していることを踏まえ、特許製品又は特許方法により直に獲得した製品が合法的に販売された後に、その製品を輸入することは、特許権の侵害とは見なさないことが明確に定められた。特許権の消尽の範囲は「国際消尽」であることを明確にしたと言える。

特許製品の並行輸入に比べ、商標製品の並行輸入の司法方針は、それほど明確になっていない。これは主に、商標製品の並行輸入の問題の処理が、消費者の利益、商標権者の利益、国の貿易政策等、様々な要因の利益衡量に関連するため、個別の状況に応じて処理する必要があるからである。また、考慮する各種利益の優先順位が確立していないため、実務においては異なる見解が存在するが、下記の二つの要素を考慮する必要がある。第一は、商品の出所について消費者の混同を招いてはならないということである。第二は、商標権者の営業上の信用が合理的でない損害を被ってはならないということである。

貨物の状態や品質が、市場に入った後で変わったか又は損害を被った場合、その貨物の並行輸入を認めるべきではない。一方、自由貿易試験区内において、そのエリアの特殊な位置付けに鑑み、商品が入国時に真の出所を明確に表示しており、商品の品質や状態が、国内外で比較しておおむね同一であれば、並行輸入を認めるべきであると解される。

例えば、香港地域は自由貿易港という特殊な位置付けに基づき、2004年に商標条例において商標権の国際消尽を定め、並行輸入を認めている。同条例において、「世界のどこかで市場にリリースされている商品への登録商標の使用は、これら商品が所有者に由来するか又はその同意を得ている場合、明示又は黙示の同意を問わず、また同意条件の有無を問わず、当該商標権を侵害することにはならない」と定められている。

## 4. 農林水産業関連特許情報から分析した中国の農業分野におけるイノベーションのマクロ状況

### (1) 全国農林水産業関連知的財産権創造指数

中国では、農業の近代化を推進するために、政府の主導の下、農業のイノベーションが推進されている。農業のイノベーションの水準を定量的に把握すべく、中国農業科学院農業知識産権研究センターが「全国農業知的財産権創造指数」を発表した<sup>(3)</sup>。「農業知的財産権」とは、農林水産業及び農林水産業に関連する生物学技術に関する知的財産権（以下、農林水産業関連知的財産権という）をさす。

全国農林水産業関連知的財産権創造指数は、「出願件数指数」、「設定登録件数指数」及び「維持年数指数」から構成されている。中国農業科学院農業知識産権研究センターによれば、2014年度の全国農林水産業関連知的財産権創造指数を100とした場合、2015年度の全国農林水産業関連知的財産権創造指数は117.98である。2014年度の出願件数指数、設定登録件数指数及び維持年数指数をそれぞれ100とした場合、2015年度の出願件数指数は127.00であり、設定登録件数指数は124.03であり、及び維持年数指数は104.24である。なお、端数処理のために、「出願件数指数」、「設定登録件数指数」及び「維持年数指数」の総和の平均値が「全国農林水産業関連知的財産権創造指数」とずれる場合がある。

このように、中国の農業分野において、イノベーションが急速に進行していることが分かる。維持年数

指数の増加率は、出願件数指数などの増加率よりも小さく（つまり、特許権出願件数自体は大幅に増加しているが、特許権の質はそれほど向上していない）、維持年数指数の増加（農林水産業関連特許権の質の向上）が今後の課題であると言える。なお、本稿では「農林水産業関連特許権」は、農林水産業及び農林水産業に関連する生物工学技術に関する特許権を指し、具体的には、栽植業、畜産業、食品業、漁業、農薬及びバイオテクノロジー分野の特許権を指す。なお、中国専利法に規定されている「専利」は「発明専利」と「実用新案専利」を含み、以下では「特許権」は、中国専利法に規定の「発明専利」の意味で使用する。

また、地域別にみると、農林水産業関連知的財産権創造指数の上位3省は、山東省、江蘇省、浙江省の順位であった。東部沿海部（とりわけ、長江デルタ地域）は、他の地域よりも農業分野のイノベーションが進んでいることが分かる。

## （2）農林水産業関連知的財産権の密集度

次に、農林水産業関連知的財産権の密集度について紹介する。2000年～2014年までの農業従事者一人当たりの特許権の所有件数は、2000年は0.2件、2001年は0.2件、2002年は0.2件、2003年は0.2件、2004年は0.3件、2005年は0.4件、2006年は0.4件、2007年は0.5件、2008年は0.7件、2009年は0.8件、2010年は1.1件、2011年は1.4件、2012年は1.9件、2013年は2.8件、2014年は2.9件であった。2014年の農林水産業関連知的財産権の密集度は、2000年比で14.5倍になったことが分かる。

## （3）農林水産業関連特許情報の詳細分析

### A) 農林水産業関連専利の出願件数・設定登録件数・有効件数の詳細分析

1985年～2015年年末までの中国の農林水産業関連専利（農林水産業及び農林水産業に関連する生物工学技術に関する発明専利及び実用新案専利）出願の件数は655108件であり、特許の出願件数は462550件で全体の70.61%を占め、実用新案専利の出願件数は192558件で全体の29.39%を占めた。栽植業分野の特許の出願件数は65044件であり、実用新案専利の出願件数は82094件である。畜産業分野の特許の出願件数は37464件であり、実用新案専利の出願件数は25603件である。食品業分野の特許の出願件数は157342件

であり、実用新案専利の出願件数は38600件である。漁業分野の特許の出願件数は10998件であり、実用新案専利の出願件数は17285件である。農薬分野の特許の出願件数は64221件であり、実用新案専利の出願件数は16451件である。バイオテクノロジー分野の特許の出願件数は127481件であり、実用新案専利の出願件数は12525件である。

このように、専利の出願件数が最も多い分野は食品業分野であり、全体の出願件数の29.91%を占めた。1985年以来、農薬特許の出願件数は、平均して年間16%の増加率で増加している。とりわけ、食品業及びバイオテクノロジー分野の特許の出願件数の増加率は、他の分野の特許の出願件数の増加率よりも大きい。バイオテクノロジー分野の特許の出願件数は、1998年の年間出願件数は千件を超え、2011年には1万件を超えた。

1985年～2015年年末までの中国における農林水産業関連専利の設定登録件数は333798件であり、特許権の設定登録件数は142095件で全体の42.57%を占め、実用新案専利の設定登録件数は191703件で全体の57.43%を占める。栽植業分野の特許権の設定登録件数は17535件であり、実用新案専利の設定登録件数は81659件である。畜産業分野の特許権の設定登録件数は9282件であり、実用新案専利の設定登録件数は25548件である。食品業分野の特許権の設定登録件数は39897件であり、実用新案専利の設定登録件数は38433件である。漁業分野の特許権の設定登録件数は3428件であり、実用新案専利の設定登録件数は17186件である。農薬分野の特許権の設定登録件数は22540件であり、実用新案専利の設定登録件数は16367件である。バイオテクノロジー分野の特許権の設定登録件数は49413件であり、実用新案専利の設定登録件数は12510件である。このように、専利の設定登録件数が最も多い分野は栽植業であり、全体の設定登録件数の29.72%を占めた。

2015年年末時点における中国での農林水産業関連専利の有効件数は201273件であり、特許権の有効件数は103577件で全体の51.46%を占め、実用新案専利の有効件数は97696件で全体の48.54%を占める。栽植業分野の特許権の有効件数は12335件であり、実用新案専利の有効件数は39540件である。畜産業分野の特許権の有効件数は7278件であり、実用新案専利の有効件数は14312件である。食品業分野の特許権の有効件数は14312件である。食品業分野の特許権の有効件数は14312件である。

効件数は 28165 件であり、実用新案専利の有効件数は 21446 件である。漁業分野の特許権の有効件数は 2555 件であり、実用新案専利の有効件数は 7545 件である。農薬分野の特許権の有効件数は 15896 件であり、実用新案専利の有効件数は 7183 件である。バイオテクノロジー分野の特許権の有効件数は 37348 件であり、実用新案専利の有効件数は 7670 件である。このように、専利の有効件数が最も多い分野は栽植業であり、全体の有効件数の 25.77% を占めた。

#### B) 農林水産業関連特許権の出願人・特許権者の属性別、国籍別及び地域別の詳細分析

出願人の属性を大学・研究所、企業、個人に分けて特許の出願件数の推移を分析すると、いずれの属性の出願人の出願件数も毎年増加しており、増加率は前年の増加率よりも大きくなっている。特許の出願件数の平均年間増加率に関して、個人は 16.74% であり、大学・研究所は 16.29% であり、企業は 15.29% である。

出願公開された 462550 件の特許出願のうち、中国籍の出願人による出願が占める割合は 86.79% であり、外国籍の出願人による出願が占める割合は 13.21% であった。外国籍の出願人の上位を占めているのは、米国、日本、独国、スイス、オランダである。中国籍の出願人による出願は主として食品業分野に集中しており、これに対して外国籍の出願人による出願は主としてバイオテクノロジー分野に集中している。また、農薬特許の出願件数が多い上位 3 省（出願人の住所又は居所がある省又は直轄市）は、江蘇省（52103 件）、山東省（38994 件）、北京市（28335 件）の順位である。いずれも中国国内で経済が発展している地域である。

中国籍の出願人による特許の全出願件数のうち、企業及び大学・研究所による出願が比較的の高い割合を占めており、それぞれ 37.84%、33.06% を占めた。企業の出願は畜産業及び農薬分野に集中しており、大学・研究所の出願はバイオテクノロジー分野に集中している。個人の出願は食品業分野に集中している。一方、外国籍の出願人による特許の全出願件数のうち、企業による出願が圧倒的な割合を占めており、外国籍の出願人による特許の出願件数の 85.31% を占めていた。

設定登録された 142095 件の特許権のうち、中国籍の特許権者による特許権が占める割合は 82.24% であり、外国籍の特許権者による特許権が占める割合は

17.76% であった。中国籍の特許権者による特許権は、バイオテクノロジー及び食品業分野に集中しており、それぞれ 32.36%、29.90% であった。なお、外国籍の特許権者による特許権は主としてバイオテクノロジー及び農薬分野に集中しており、それぞれ全特許権のうち 8.16%、3.82% を占めた。また、農薬特許権の設定登録件数が多い上位 3 省（特許権者の住所又は居所がある省又は直轄市）は、北京市（11239 件）、江蘇省（8962 件）、広東省（8053 件）の順位である。山東省及び浙江省も 6000 件を超えていた。

中国籍の特許権者による特許権の全件数のうち、大学・研究所及び企業による特許権が高い割合を占めており、それぞれ 46.95%、31.21% を占めた。分野別の設定登録率を分析すると、バイオテクノロジー分野の特許権の設定登録の割合が最も高かった。外国籍の特許権者による特許権の全件数のうち、企業が圧倒的に高い割合（86.48%）を占めており、大学・研究所及び個人はそれぞれ 8.82%、4.70% であった。分野別の設定登録率を分析すると、漁業分野の特許権の設定登録の割合が最も高かった。

2015 年年末までに、設定登録された中国籍の特許権者の特許権のうち、有効である特許権は 74.91% であり、失効した特許権は 25.09% である。失効した特許権のうち、年金未払いによる失効した特許権が占める割合は 87.78% であった。近年、年金未払いによる失効割合は低下傾向にある。一方、失効した特許権のうち、満期による失効した特許権が占める割合は 8.6% であった。近年、満期による失効した割合は増加傾向にある。

2015 年年末までに、設定登録された外国籍の特許権者の特許権のうち、有効である特許権は 73.77% であり、失効した特許権は 26.23% である。失効した特許権のうち、年金未払いによる失効した特許権が占める割合は 78.08% であり、中国籍の特許権者の特許権のそれよりも低い。一方、失効した特許権のうち、満期による失効した特許権が占める割合は 11.27% であり、中国籍の特許権者の特許権のそれよりも高い。

有効である全特許権（103577 件）のうち、中国籍の特許権者の特許権は 82.99% を占めており、外国籍の特許権者の特許権が 17.01% を占めていた。中国籍の特許権者の有効特許権は畜産業分野が最も多く（90.42%）であり、バイオテクノロジー分野は最も少なかった（77.20%）。中国籍の特許権者の有効特許権

のうち、大学・研究所の特許権が占める割合は44.67%、企業の特許権が占める割合は38.05%であり、個人の特許権が占める割合は17.27%であった。大学・研究所の有効特許権は栽植業及び漁業分野に集中しており、企業の有効特許権は畜産業及びバイオテクノロジー分野に集中していた。中国籍の特許権者の有効特許権のうち、いずれの分野においても企業の特許権の維持率が最も高く、個人の特許権の維持率が最も低かった。

外国籍の特許権者の有効特許権のうち、企業の特許権が占める割合は87.11%であり、大学・研究所の特許権が占める割合は9.07%であり、個人の特許権が占める割合は3.82%である。外国籍の特許権者の有効特許権のうち、栽植業及びバイオテクノロジー分野において企業の特許権の維持率が高く、食品業及び農薬分野において大学・研究所の特許権の維持率が高かった。

#### C) 農林水産業関連特許権の維持期間の詳細分析

中国籍の特許権者の特許権の維持期間は3~5年間に集中しており、平均維持期間は6.7年である。外国籍の特許権者の特許権の維持期間は6~9年間に集中しており、平均維持期間は12.0年である。国別にみると、日本籍の特許権者の特許権の平均維持期間は12.4年であり、米国籍の特許権者の特許権の平均維持期間は12.2年であり、欧州籍の特許権者の特許権の平均維持期間は11.9年であった。中国籍の特許権者の特許権が10年以上維持される確率は26.43%であり、外国籍の特許権者の特許権が10年以上維持される確率は67.38%であった。中国籍の特許権者の特許権が20年満期まで維持される確率は15.6%であり、外国籍の特許権者の特許権が20年満期まで維持される確率は26.9%であった。

このように、中国籍の特許権者の特許権の維持期間は、外国籍の特許権者の特許権の維持期間よりも短く、中国籍の特許権者の特許権と外国籍の特許権者の特許権との価値にはまだ大きな隔たりがあると考えられる。中国籍の特許権者の特許権の平均維持期間に関して、大学・研究所は12.5年であり、企業は15.9年であり、個人は10.3年である。また、分野別の中国籍の特許権者の特許権の平均維持期間に関して、栽植業は12.6年であり、畜産業は14.2年であり、食品業は12.7年であり、漁業は13.4年であり、農薬は12.8年であり、バイオテクノロジーは13.4年である。

## 5. 結語

中国政府は、自由貿易試験区の建設を国家戦略に据えており、自由貿易試験区の迅速で健全な発展が今後の中国経済の発展を牽引する重要なエンジンになるという見解を示している。中国への農林水産物の輸出の拡大を通じて、中国市場からの知的財産権のロイヤリティ収入を拡大させることを目論む食品業・農林水産業の日本企業にとって、自由貿易試験区の知的財産権の保護制度を注目していく必要があると考えられる<sup>(4)</sup>。さらに、2017年10月に開催された中国共産党第19回全国代表大会の報告(原文:党的十八届中央委员会向中国共产党第十九次全国代表大会的报告)において、自由貿易試験区により大きな改革自主権を与え、自由貿易試験区の深化(発展形)として「自由貿易港」の建設を模索することが明記されており、今後自由貿易試験区に加えて自由貿易港の動向にも留意すべきであると考えられる。

また、農業分野の知的財産権のロイヤリティ収入を拡大させるためには、中国市場における日本企業の農業分野の知財ポジションの優位性を維持・強化することが必要である。現状では、農業分野において、中国企業や大学・研究所などのイノベーション力は、外国企業や大学・研究所などのイノベーション力と比較すると依然として大きな隔たりが存在すると考えられる。しかしながら、中国政府は、上海市等にグローバル科学技術イノベーションセンターを建設することを国家戦略に据えており、今後研究開発に多くの資源が投入される見通しである。農業分野における中国企業の知財力の向上が今後予見されるため、日本国弁理士が、最新の情報に基づいた効果的な知財コンサルティングができるよう、中国の農業分野のイノベーション状況・知財バランスを注視していく必要があると考えられる。

#### (参考文献)

- (1) 農林水産省, 農林水産省知的財産戦略2020, p3(2015)
- (2) 孫黎・朱俊, 知識产权那点事, [https://mp.weixin.qq.com/s?\\_biz=MzA3NTI0NzYxNw==&mid=208068967&idx=2&sn=af878202893eafb8a7ef225a692d4756&mpshare=1&scene=1&srcid=0916wAjyBmUPhuayYOyxYyvx&pass\\_ticket=TdtgZ6FDoF2YUOyBqrpogOewzFsxRleaVrPc3PyA7SNNwS1%2BWSV4MSIXXEFfVCo8#rd](https://mp.weixin.qq.com/s?_biz=MzA3NTI0NzYxNw==&mid=208068967&idx=2&sn=af878202893eafb8a7ef225a692d4756&mpshare=1&scene=1&srcid=0916wAjyBmUPhuayYOyxYyvx&pass_ticket=TdtgZ6FDoF2YUOyBqrpogOewzFsxRleaVrPc3PyA7SNNwS1%2BWSV4MSIXXEFfVCo8#rd), 参照日2017/10/1
- (3) 中国农业科学院农业知识产权研究中心, 中国农业知识产权创造指数报告(2016), p75(2016)

当該中国農林水産業関連知的財産権創造指数報告（原文：中国農業知識産権創造指数報告）には、企業・大学の分野別の出願件数、設定登録件数、有効特許権件数の上位3位の詳細なデータが紹介されている。具体的な数字を把握すれば、各主体が各分野において、どの程度の知財力を有しているかを定量的に把握できるので、以下紹介する。なお、下記の件数が整数でない場合があるのは、共同出願を出願人数に応じて1件を分配してカウントしたためである。例えば、A社の技術者1名とB社の技術者3名が共同で出願した場合、A社の出願を0.25件、B社の出願を0.75件としてカウントした。

a) 栽植業分野の特許

企業の出願件数の上位3位は、クボタ（240.34件）、ヤンマー（180.34件）、天津滨海国際（173件）の順位であった。企業の設定登録件数の上位3位は、クボタ（146件）、ヤンマー（118.67件）、井関（104件）の順位であった。企業の有効特許権件数の上位3位は、クボタ（115.5件）、井関（97件）、ヤンマー（82.5件）の順位であった。

大学・研究所の出願件数の上位3位は、中国農業大学（502件）、浙江大学（397.18件）、西北農林科学技術大学（386.51件）の順位であった。大学・研究所の設定登録件数の上位3位は、中国農業大学（303件）、浙江大学（209.82件）、西北農林科学技術大学（166.99件）の順位であった。大学・研究所の有効特許権件数の上位3位は、中国農業大学（164.5件）、江蘇大学（135件）、浙江大学（115.16件）の順位であった。

b) 畜産業分野の特許

企業の出願件数の上位3位は、山東新希望六和（357.33件）、青島田瑞（271件）、青島皆泰（271件）の順位であった。企業の設定登録件数の上位3位は、山東新希望六和（194件）、和美華（49件）、広東恒興（42.3件）の順位であった。企業の有効特許権件数の上位3位は、山東新希望六和（178件）、和美華（49件）、福建天馬（39件）の順位であった。

大学・研究所の出願件数の上位3位は、中国農業科学院（297.47件）、浙江大学（244.82件）、中国水産科学研究院（194.61件）の順位であった。大学・研究所の設定登録件数の上位3位は、中国科学院（174.33件）、浙江大学（140.32件）、中国水産科学研究院（96.96件）の順位であった。大学・研究所の有効特許権件数の上位3位は、中国農業科学院（100.82件）、浙江大学（86.83件）、中国水産科学研究院（71.13件）の順位であった。

c) 食品業分野の特許

企業の出願件数の上位3位は、ネスレ（888件）、内モンゴル伊利（538件）、中国中英（448件）の順位であった。企業の設定登録件数の上位3位は、ネスレ（397件）、内モンゴル伊利（350件）、光明乳業（164件）の順位であった。企業の有効特許権件数の上位3位は、内モンゴル伊利（350件）、ネスレ（214.5件）、光明乳業（164件）の順位であった。

大学・研究所の出願件数の上位3位は、江南大学（897件）、中国農業科学院（497件）、浙江大学（493.7件）の順位であった。大学・研究所の設定登録件数の上位3位は、江南大学（417.8件）、浙江大学（263.3件）、華南理工大学（223.5件）の順位であった。大学・研究所の有効特許権件数の上位3位

は、江南大学（274.08件）、華南理工大学（188件）、浙江大学（160.83件）の順位であった。

d) 漁業分野の特許

企業の出願件数の上位3位は、シマノ（507件）、徐州一統（327件）、古洛布萊（54件）の順位であった。企業の設定登録件数の上位3位は、シマノ（352件）、大和精工（51.83件）、富士工業（21.5件）の順位であった。企業の有効特許権件数の上位3位は、シマノ（297件）、大和精工（25.33件）、安徽福欺特（19件）の順位であった。

大学・研究所の出願件数の上位3位は、中国水産科学研究院（920.48件）、浙江海洋学院（390.96件）、中国科学院（251.15件）の順位であった。大学・研究所の設定登録件数の上位3位は、中国水産科学研究院（486.5件）、浙江海洋学院（166件）、中国科学院（133.49件）の順位であった。大学・研究所の有効特許権件数の上位3位は、中国水産科学研究院（338.83件）、浙江海洋学院（151件）、中国科学院（97.49件）の順位であった。

e) 農薬分野の特許

企業の出願件数の上位3位は、バイエル（1857.36件）、陝西美邦（1086件）、BASF（1041.5件）の順位であった。企業の設定登録件数の上位3位は、バイエル（836.83件）、シンジェンタ（373件）、BASF（271件）の順位であった。企業の有効特許権件数の上位3位は、バイエル（521.33件）、シンジェンタ（262件）、南京紅太陽（243件）の順位であった。

大学・研究所の出願件数の上位3位は、中国科学院（976.3件）、中国農業科学院（467.48件）、華南農業大学（376.81件）の順位であった。大学・研究所の設定登録件数の上位3位は、中国科学院（555.48件）、南開大学（248.33件）、華南農業大学（244.31件）の順位であった。大学・研究所の有効特許権件数の上位3位は、中国科学院（278.66件）、華南農業大学（211.49件）、中国農業科学院（160.49件）の順位であった。

f) バイオテクノロジー分野の特許

企業の出願件数の上位3位は、ノボルディスク（1043.13件）、デュボン（1036.3件）、エフ・ホフマン・ラ・ロシュ（596.14件）の順位であった。企業の設定登録件数の上位3位は、ノボルディスク（346.49件）、エフ・ホフマン・ラ・ロシュ（240.83件）、味の素（240.5件）の順位であった。企業の有効特許権件数の上位3位は、エフ・ホフマン・ラ・ロシュ（185.5件）、味の素（173件）、バイエル（132.16件）の順位であった。

大学・研究所の出願件数の上位3位は、中国科学院（5377.1件）、中国農業科学院（2532.91件）、江南大学（1871.2件）の順位であった。大学・研究所の設定登録件数の上位3位は、中国科学院（2812.57件）、中国農業科学院（1315.69件）、浙江大学（847件）の順位であった。大学・研究所の有効特許権件数の上位3位は、中国科学院（1945.02件）、中国農業科学院（1123.29件）、江南大学（594.67件）の順位であった。

g) 農業分野の発明専利及び実用新案専利の総合状況

企業及び大学・研究所別の農林水産業関連特許権（発明専利）及び実用新案専利の総合出願件数、設定登録件数、有効特許権件数の上位3位について紹介する。企業の出願件数の上

位3位は、バイエル(2329.16件)、連合遺伝(2013.79件)、BASF(1791.17件)の順位であった。企業の設定登録件数の上位3位は、バイエル(1033件)、中国機械工業(665.58件)、BASF(589.16件)の順位であった。企業の有効專利件数の上位3位は、バイエル(661件)、内モンゴル伊利(472.5件)、クボタ(445件)の順位であった。

大学・研究所の出願件数の上位3位は、中国科学院(9385.75件)、中国農業科学院(4993.74件)、浙江大学(3473.14件)の順位であった。大学・研究所の設定登録件数の上位3位は、中国科学院(5219.5件)、中国農業科学院(2682.66件)、浙江大学(1923.42件)の順位であった。大学・研究所の有効專利件数の上位3位は、中国科学院(3139.07件)、中国農業科学院(2147.56件)、浙江大学(1072件)の順位であった。

(4)筆者の経験談ではあるが、(筆者は仕事の関係で中国上海に滞在しているが、)上海において日本産の農林水産物の競争力の強さと知的財産権で日本産の農林水産物を保護する必要性を痛感することが多く、参考としてその所感を紹介する。

中国では食の安全に対する不信任感は市民の間で強く、上海の富裕層は安心して美味しい日本産食材を求めて、現地の高級日系百貨店で日本産食材を購入ことは日常茶飯になっている。日本産ほどではないが、上海の郊外に位置し自然保護区に指定されている崇明島産の食べ物も人気があり、他の産地と比較して2~3倍の値段で販売されることも珍しくない。日本産の食べ物は、崇明島産の食べ物よりも高額な値段で販

売されている。例えば、上海の富裕層の間で、沖縄産のマンゴーなどの果物が人気を博している。

先日、沖縄へ出張に同行した中国の弁護士は、きれいに包装された沖縄産のマンゴーを口に、そのおいしさに非常に驚いたと感想を述べた。3日間の出張の間、沖縄産のマンゴーを7個食べ、家族で沖縄に旅行して、もっと多くの沖縄の食べ物を堪能したいと言った。食べ物を通して沖縄に親近感を抱き、すっかり沖縄ファンになったようである。

地方経済の活性化を考えた時、人工知能などの先端技術に注目が行きがちであるが、日本各地の食べ物をはじめとする日本の「農芸品」は中国をはじめとする諸外国で非常に注目されており、圧倒的な競争優位性を有し、1次産業の活用が地方経済の再生の一つの鍵になると、日本の外にいて痛感することが多い。中国をはじめとする外国の方が、現地で日本各地の食べ物を堪能してその地方に興味を持ち実際にその地方を訪れる。その地方で食を楽しんだ外国の方がその地方のファンになり帰国してもっと多くのその地方の食べ物を購入する。周りにその地方の食の素晴らしさをアピールするという正のスパイラルが生じれば、日本の地方経済の活性化につながると感じる。当然ながら、そのためには、その地方の食物が中国などの諸外国で模倣されないよう、国際的な視点からその地方の食を知的財産権で保護することが必要である。

(原稿受領 2017. 10. 3)

書籍紹介



判型: A5判  
 頁数: 約500ページ  
 定価: ¥3,150(税別)  
 ISBN: 978-4-809-67877-6  
 発売日: 2017年7月

「欧州特許出願の基礎と実務—英日対訳 日本出願人のための手引き—」

「A Guide to Drafting of Application Documents Conducting Patent Examination Opposition and Appeal Procedure」

著者: Rainer Fritsche, 翻訳: 知財コーポレーション  
 翻訳監修: 米国特許弁護士 木梨貞男

欧州特許法および実務の包括的テキストである。本書には、知財セミナー(欧州編)で使用されていたテキスト2014年版に、EPC制度の新たな動き、欧州統一特許制度の詳細情報などの、最新データが追加されて収録されている。

特徴的なのは、完全英日対訳のレイアウト構成である。見開き左側が英語・右側が日本語と対訳を逐次比較できるように掲載されており、EPのみならず、特許英語の勉強に極めて役に立つ。

例えば、「単一性の欠如」は英語では簡単に「Non-Unity」でよいし、「PCT出願の欧州段階移行」は、英語では「entering the EP regional phase from PCT」である。「先行技術に関する情報」は、英語では「information on Prior Art」, “on”である。“relating to”等に訳す必要はない。「方式ないし形式」は、単純に「Formalities」である。

外国の出願人や外国の代理人と交わす英文レターに必要な表現も掲載されている。例えば、これはどうだろうか? 「万全を期して、最初の出願のすべてのクレームを明細書に含めることで、追加料金がかかる場合があります。しかし、超過クレーム料金を避けてコストを削減できることを考えれば、そのような追加料金は微々たるものと思われます。」ちなみに、本書では以下の様に訳出されている。「For the sake of completeness, in some cases, by adding all original claims to the specification, little additional official fees may fall due, but these fees seem negligible in view of the cost saving in regard of avoided excessive claim fees.」

などなど、欧州特許法を勉強したい人のみならず、特許英語を勉強したい人にとっても必須の書といえよう。ぜひ、本書を手元に置いて、適宜参照し、英語表現のブラッシュアップにご活用いただきたい。

(会誌編集部 滝澤ゆかり)